

トヨタはILO（国際労働機関）勧告に従い フィリピントヨタの233+4名不当解雇を撤回せよ！

東京新聞1/26「本音のコラム」

トヨタは米国でも人権侵害で法違反

これが2015年10月のILO勧告

トヨタに突き付けられた「同意命令」(全30ページ)

ADMINISTRATIVE PROCEEDING
File No. 2016-CFPB-0002

In the Matter of:

TOYOTA MOTOR CREDIT
CORPORATION

CONSENT

FEB 2 2016

CFPB and DOJ Reach Resolution With Toyota Motor Credit To Address Loan Pricing Policies With Discriminatory Effects

Minority Borrowers Who Paid Higher Rates for Auto Loans Will Receive
Up to \$21.9 Million

WASHINGTON, D.C. – Today the Consumer Financial Protection Bureau (CFPB)

消費者保護局(CFPB)と 司法省(DOJ)の発表文

"We are dedicated to promoting fair and equal access to credit in the auto finance marketplace," said CFPB Director Richard Cordray. "Toyota Motor Credit is among the largest indirect auto lenders, and we commend its industry leadership in shifting to reduced discretion to address the significant fair lending risks."

"Toyota's reforms will level the playing field to ensure that all eligible borrowers – regardless of their race or national origin – can sign auto loans with fair terms and reasonable interest rates," said Principal Deputy Assistant Attorney General Vinita Gupta, head of the Civil Rights Division. "While dealerships deserve fair compensation for the valuable customer service they provide, federal law protects consumers against higher price markups simply because of what they look like or where they come from. We commend Toyota for crafting a new compensation system that strikes an appropriate balance for dealers and consumers."

"No consumer should be forced to pay more money for a loan because of their race or national origin," said U.S. Attorney Eileen M. Decker of the Central District of

【ニューヨーク＝中西豊紀】米司法省と消費者金融保護局（CFPB）は2日、トヨタ自動車の米金融子会社がローン金利の設定で人種差別をしていたと発表した。これを受けトヨタは再発防止策をまとめることで両当局と合意。不利益を受けた顧客に最大で合計2190万ドル（約26億円）を支払うほか、販売店の金利設定の裁量を制限するといった措置をとる。

司法省などの発表によると、差別はアフリカ系やアジア太平洋諸島の出身者が対象で、2011年にはすでにあった。非ヒスパニック系の白人顧客と比べて高い金利を設定していたともうだ。金利は顧客の支払い状況でなく、人種や出身地によって決められており、数千人が影響を受けたという。司法省などによるとトヨタは13年から、こうした「差別ローン」の扱い

を協議していたという。トヨタは2日の声明で、金利の設定裁量は販売店側にあったとして「当社は差別の意図はなかった」と主張した。それでも、風評被害の広がりなどを考慮して、自主的に当局と合意したとみられている。

トヨタ米金融子会社、ローン金利で人種差別（日経2月3日）



Promoting jobs,
protecting people

NORMLEX

Information System on International Search | User guide | Glossary
Labour Standards

Effect given to the recommendations of the
committee and the Governing Body - Report No
376, October 2015

Case No 2652 (Philippines) - Complaint date: 12-MAY-08 - Follow-up

Display in: French - Spanish

Go to:
Effect given to the recommendations of the Committee and the Governing Body

Effect given to the recommendations of the Committee and the Governing Body

103. The Committee last examined this case at its October 2013 meeting [see 370th Report, paras 88-92]. The present case concerns the alleged failure of the Government to secure the effective observance of Conventions Nos 87 and 98, with respect to several allegations of infringements of the rights to organize and collective bargaining on the part of Toyota Motor Philippines Corporation (TMPC), such as interference in the trade union's establishment and activities, refusal to bargain collectively despite the certification of the union as the sole and exclusive bargaining agent, anti-union discrimination through the dismissal of union members further to their participation in union activities and strike action. During the last examination of the case, the Committee noted with satisfaction the final court judgment which had permanently dismissed, on 28 May 2013, the criminal cases against several Toyota Motor Philippines Corporation Workers' Association (TMPCWA) union officers and members, had directed the parties to live in peace and not to take any retaliatory action against each other, and had ordered the cancellation of any arrest warrants issued against the accused. Furthermore, the Committee understood that the complainant was addressing its claims (for reinstatement or payment of adequate compensation to approximately 100 workers) to the Department of Labor and Employment (DOLE), and trusted that the Government would continue to do its utmost to intercede with the parties with a view to reaching, in the near future, an equitable and mutually satisfactory negotiated solution in this longstanding case.

東京新聞 二〇一六年一月二六日



コス政権の時代だ。日本とフィリピンの友好親善、経済協力はすみ、戦没者の慰霊がなになれているのだが、あまり知られていないのが、サンタロサ工業団地にあるトヨタの現地企業「フィリピン・トヨタ」での労組紛争である。

結社
の自由
鎌田 憲

日米戦争下、フィリピンでの激戦が、若者たちに無残な「特攻」を強いることになったのは、「フィリピンで一勝を得て、和平交渉する意図がフィリピンに決断と共にあった」（大岡昇平『フィリピン戦記』）。その誤算が沖縄戦での特攻の大量死につながった。

米兵捕虜とフィリピン人を大量虐殺した「死の行進」で知られるバターン半島の先端に建設された、輸出加工区の日本企業を取材したことがある。いまはほとんど撤退してしまったが、労組の事務所が爆破されたり、ゼネストがあつたりした。一九八〇年代後半、やがて失脚する独裁者マル

結社
の自由

十五年前、労組が結成されたが、労組員ははじまり二百二十三名が解雇、九年后にもあらたに四名が解雇された。国際労働機関（ILO）の「結社の自由委員会と理事会」は、これまで一回にわたって「早急な調査と必要な措置をとるよう」フィリピン政府にたいて勧告している。それは当事者でもあるトヨタ本社が、人権と結社の自由、平和と差別にひいて、どう考えているのか、この問いかけでもある。（ルポライター）

2016年2月19日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊田 章男 殿

フィリピントヨタ自動車労働組合(トヨタ・モーター・フィリピン・コーポレーション・ワーカーズ・アソシエーション(TMPCWA))委員長
フィリピントヨタ労組を支援する会 共同代表
フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会共同代表

フィリピントヨタ労働争議に関する抗議および要請

1. 貴社が組合結成を理由とする大量解雇を強行したこと、ILO からの再三の勧告に従わず 15 年間も解決を拒否し続けていること、そして、それにもかかわらず今もって組合潰しを謀っていることに断固抗議します。
2. 昨年 10 月またもや ILO 勧告が出されたことで、貴社に非があり道理がないことは明々白々な歴史的事実となっており、既に理論的には決着がついているのです。そのことを認めず無知と無恥の悪あがきを続けていること、そして組合の自壊を待つだけでは足りず破壊工作までしていることに、断固抗議します。
3. 私達はそれでもなお貴社の真摯な反省と誠意を促し貴社にとっても名誉ある解決のできる機会と余地を残して、貴社に今年 1 月の天皇のフィリピン訪問による日比親善友好の機運に同調して解決の決断をするよう促したにもかかわらず、貴社は社長以下上級役員から末端の管理職にいたるまで全く私達の誠意と自分達の置かれている立場を理解することができず、何一つ前向きな態度を示すことなく物笑いの種になっていることを、厳しく指弾するとともに猛省を促します。
4. 貴社が、本件のフィリピンにおける団結権侵害だけでは飽き足らず、アメリカにおいても人種や出身地により自動車ローンの利息を高く取り車を高く売り付けるといふ人権侵害の法違反を犯していたことが暴露されています。この問題にかんする報道記事ならびに米国政府消費者金融保護局と司法省の発表文およびトヨタのクレジット会社が政府から突きつけられ渋々受け入れた同意命令(全文 30 ページ)を読めば、「差別の意図はなかった」とか「見解の相違だ」とかの貴社の主張は筋違いも甚だしく明白な差別であり、人権侵害であることは明らかなです。貴社の「私たちは、国内外・国際的な法令並びにそれらの精神を遵守し、誠実な事業活動を行います」とか「私たちは…全てのステークホルダーを重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めます」とかの CSR 方針が聞いてあきれます。
5. 貴社の CSR 方針によれば労働者の団結権に関してだけは国際法に従わず当該国の法令だけに基づいてこれを認めるのだなどと実にいい加減な、手前勝手な定義をしていながら、他方、アメリカにおいてさえ、団結権ではない問題においてさえ、貴社自ら掲げている CSR 方針に反してステークホルダーに対する人権侵害、法違反の企業活動を行っていることに断固抗議します。
6. このアメリカの問題では貴社は政府からかなり以前から違反を指摘されていたのに素直に非を改めようとせず、とうとう非を改めカイゼンすることに同意しないなら訴訟を起こすと政府から追いつめられてはじめて受け入れたことが明らかになっています。このことは、貴社がステークホルダーの権利を尊重すると言いながら尊重しない嘘つき企業であり、そして公権力や法的強制力で追及されなければ法令やその精神には従わない企業であるということを象徴的に示すものであり、このことに断固抗議します。
7. それにしても貴社は事がアメリカの問題となれば解決するのに、フィリピンなどアジアの開発途上国の問題となると全く解決しようとしなのはなぜでしょうか??そこには途上国の国民全てに対する貴社の拭いがたい蔑視があると見ざるをえません。それが貴社の海外進出、グローバル化の根底にある思想であるから見ざるをえません。そのような蔑視観を厳しく指弾するとともに、猛省を促します。
8. そして私達は問います。「私たちは、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の法令に基づいて認めます」に言う「結社する権利または結社しない権利」とは一体全体何なのか。「自由に結社する権利」のほかに「結社しない権利」をあえて書く貴社の意図、理由、権利意識、人権感覚とは一体どこにあるのでしょうか?また「結社しない権利を認める」などという権利がそもそも会社にあるのでしょうか?仮に日本国憲法が「結社しない権利を認める」など書いたらどうでしょうか?この一句こそ貴社が発展途上国での労使関係について、労働者に組合に入らないこと、組合を作らないこと、組合から脱退し組合を解散させる工作をする考えを持っていることを如実に表すものと言わざるを得ません。
9. そして結社の自由すなわち団結権を「事業活動を行う国の法令に基づいて認めます」という貴社の考えは、本件フィリピントヨタ労組問題で、とりわけ ILO 勧告によって、既に破産し正当性を失っていることを素直に認めるべきです。CSR 方針は書き改めるべきです。一流企業としてこれ以上醜態をさらし続けるべきではありません。
10. 先の天皇訪比において唱えられた日比友好親善の流れのなかで、実に多くの要路の人々がこの機会に賢明な決断をするべきである、して欲しいと貴社に期待し念願していた事実を留意されるよう喚起します。

私達は、貴殿ならびに貴社に対し以上のとおり抗議し要請します。貴社の名誉のためにも 3 月までの本事業年度中の決算事項として解決するよう、誠意のある反応を示されるよう心から待ち望みます。

なお、参考までに次の書簡(いずれも英文)の各写を同封しますのでよく読んで下さい。

- 1) フィリピントヨタ労組(TMPCWA)から天皇陛下への直訴書簡
- 2) 同じくフィリピン共和国アキノ大統領への要請書簡
- 3) 同じくフィリピントヨタ社鈴木知社長への要請書簡